

再チャレ第2回

民法基礎 2020 年 問 1

[設問 1]

1 Y の主張の正当性について、逸失利益の算定における男女間格差が問題となる。これについて検討する。

2 一般に未就労年少者は、現に労働に従事している者とは異なって、多様な就労可能性を有するから、現在就労する労働者の労働の結果として現れる労働市場における男女間の賃金格差を将来の逸失利益の算定に直接的に反映させるのは、将来の収入の認定ないし蓋然性の判断として合理的なものとはいえない。

また、未就労年少者の将来の逸失利益に、男女の性の違いのみにより、現在の労働市場における男女間の賃金格差と同様の差異を設けることは、未就労年少者の多様な発展可能性を性により差別するという側面を有しており、個人の尊厳ないし男女平等の理念に照らして適当ではない。

さらに、最近では、女性をめぐる法制度、社会環境が大きく変化しつつあり、男女間の賃金格差の原因となっている従来の就労形態にも変化が生じ、女性がこれまでの女性固有の職業領域だけでなく、男性の占めていた職業領域にも進出しつつある。

3 よって上記を鑑みれば、X の逸失利益の算定において女子労働者平均賃金を基礎にすべきであるとの Y の主張は正当とはいえない。

[設問 2]

1 X は Y に対し、民法 709 条に基づき、適時に総合医療機関に転送すべき義務を怠った不法行為があるとして損害賠償請求をすることが考えられる。

2 民法 709 条の要件は、①故意過失、②権利利益侵害、③損害の発生、④①②に基づく行為と③の間の因果関係である。

3 ①について、故意とはある結果発生の認識認容であり、過失とは、予見可能性を前提とした結果回避義務違反である。

点滴中に X が軽度の意識障害を疑わせる言動を発し、Y が診察を行なったその時点で、X の症状は急性脳症等を含む何らかの緊急性のある病気にかかっている予見は可能であったといえる。

しかしながら、急性脳症の予後は一般に重篤であり、Y が適時に X を転医させたとしても X が重大な後遺障害を残さずに回復した可能性は 20% にすぎなかった。この点から、仮に Y が X を適時に総合医療機関に転送するという行為をなしたからといって、X が最終的に重度の脳原性運動機能障害に陥るという結果を確実に回避し得たとはいえず、過失は認められない(①不充足)。

4 したがって、②③④の検討を行うまでもなく、Y の請求は認められない。

5 もっとも、Y に対し他に損害賠償する方法はないか。

6 生命を維持することは人にとって最も基本的な利益であるから、その可能性は法律上保護されるべきである。また、生命侵害でなくともそれに比肩すべき重大な後遺障害が残らない可能性も同様である。このような場合には、重大な後遺障害が残らない相当程度の可能性が認められれば足りる。

7 よって、本件において X に後遺障害が残らない可能性自体を法益として Y に対し損害賠償請求が可能だと考えられる。

憲法基礎 1 2022 問 3 選択 1

1 この事例においては、銃を含めた武器の製造方法がインターネット等を通じて一般に容易に知られてしまうことが社会問題になったことから、政府は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）を改正し、製造法武器等製造法第 4 条の 2（以下、本件法律と呼称）を追加することで、これを規制することとなっている。

2 憲法 21 条 1 項は表現の自由を保障している。表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させていくという自己実現の価値と、国民が表現活動を通じて政治的意思決定に関与するという民主制に資する社会的な価値である民主制の価値に基づきその保障を受ける。

表現の自由は、現在では言論や出版のみならず、事実の発信なども保障する情報流通過程全般を保障する自由として解されている。武器の製造方法の発信も表現活動の 1 つといえるため、憲法 22 条 1 項による保障を受ける。

もっとも表現の自由も絶対的な保障を受けるというものではなく、公共の福祉に基づく必要かつ合理的な制約を受ける。すなわち、武器の製造方法を発信する自由もその制約を受ける。

3 本件法律は、インターネットを通じて不特定多数の者に武器の製造方法に関する情報を発信することを禁止しており、武器の製造方法を発信する自由を制約するものといえるところ、その制約が公共の福祉に基づくものであるかは、制約の目的、態様を踏まえる必要がある。

表現の自由に対する制約のうち、その表現の伝達するメッセージの遮断を目的としてなされる内容規制は表現の自由に対する強度の規制である。

本件法律は、武器の製造方法という内容そのものの伝達を遮断するものであり、内容規制であると考えられる。

よって、本件法律は武器の製造方法を発信する自由に対する強度の規制であるといえるから、本件法律が防止しようとする害悪の明らかに差し迫った危険の発生が具体的に预见されるかという厳格な審査が求められる。

本件法律が防止しようとする害悪とは、インターネット等で銃を含めた武器の製造方法が公衆に知られてしまうことをきっかけとした、銃撃事件等の公共安全への害悪のことをいう。

4 確かに銃撃事件等といったものは公共の安全を乱す極めて重大な害悪といえる。しかし、インターネットでその製造方法を知ったからといって、犯行に及ぶまでには武器製造を行うための資源の調達などといった段階が存在しており、その害悪による事件の発生が明らかに差し迫っているとはいえない。

5 以上より、本件法律は公共の福祉に基づくものとはいえず、違憲であるといえる。

会社法 2023 問 2

1 甲社は B に対して、取締役会の承認を得ていないのにも関わらず、競業取引を行なったとして会社法 356 条 1 項 2 号、423 条 1 項、423 条 3 項に基づき任務懈怠責任を追求することが考えられるところ、B の行為が競業取引に当たるかが問題となる。

2 356 条 1 項 2 号の要件は、①取締役が、②自己又は第三者のために、③株式会社と取引しようとするものである。

①について、B は甲株式会社の取締役である（①充足）。

②について、B は処遇への不満もあり、乙社を甲社に買収させるよりは、自己の手で経営再建させた方が儲かると考え、自ら乙社を買収することとし、乙社の発行株式の 90% を取得し、乙社の代表取締役に就任した。この事実から、B は自己の利益のために乙社と関与したことは明白である（②充足）。

③について、乙社は甲と同じ和洋菓子メーカーであり、その顧客層が重なっている。これらから甲社と乙社は利益が相反する関係であるといえる。それにも関わらず、B は乙社の代表取締役に就任し、陣頭指揮をとり、乙社の経営を変革するとともに、大阪府南部において店舗の積極展開を行なっていることから、B は乙社と深い関係を持ち、その取引を行なっているといえる（③充足）。

3 したがって、356 条 1 項 2 号のすべての要件を満たすことから、B は取締役会（365 条 1 項により株主総会を読み替え）において当該取引についての重要な事実を開示する必要がある。

しかし、令和 3 年 11 月の甲社取締役会において B は乙社が大阪府南部の会社であること、身売り話があったことなどの甲社の今後の事業運営に関わる当該取引についての重要な事実を伏せ、「乙社の経営に関与することになったので了承願いたい」と、A C から違法な承認を引き出すに至っている。

4 以上のような B の競業取引により、甲社は顧客層が重なる乙社と競争するのは困難であるとして大阪府南部への進出計画を断念するという損害を引き起こしていることから、423 条 3 項において任務懈怠であると推定されるに留まらず、423 条 1 項における任務懈怠であると断定される。

5 したがって、甲社は B に対し任務懈怠責任を追及することができる。

6 次に損害賠償額について述べる。

7 本件において損害賠償額は、423 条 2 項における損害額の推定が働く。

8 B が得た収入は 2,000 万円である。また、B の乙社の支配率は 9 割であるから、B が乙社の株式を取得してから上昇した株式価値のうち 9 割がその 2,000 万円に加えて、B が得た利益として算定されうる。